

川崎市共済告示第 1 号

川崎市職員共済組合定款（昭和 3 7 年 1 2 月 1 日共済告示第 4 号）の一部を変更したのでここに告示する。

令和 8 年 3 月 3 1 日

川崎市職員共済組合

理事長 加藤 順一

第 3 4 条の 2 第 1 項の表を次のように改める。

組合員の種別	標準報酬の月額及び標準期末手当等の額と掛金との割合				標準報酬の月額及び標準期末手当等の額と負担金との割合			
	短期給付			福祉事業	短期給付			福祉事業
	短期分	介護分	子ども・子育て支援分		短期分	介護分	子ども・子育て支援分	
一般組合員								
短期組合員	1,000 分の	1,000 分の	1,000 分の	1,000 分の	1,000 分の	1,000 分の	1,000 分の	1,000 分の
市長組合員	48.0	8.0	1.15	1.5	48.0	8.0	1.15	1.5
特定消防組合員								
長期組合員								
後期高齢者等	1,000 分の	—	—	1,000 分の	1,000 分の	—	—	1,000 分の
短期組合員	2.32			1.5	2.32			1.5
市長長期組合員								

第 3 4 条の 3 中「介護納付金の納付に係るもの」を「介護納付金及び子ども・子育て支援納付金に係るもの」に、「1,000 分の 104.0」を「1,000 分の 96.0」に、「額とする」を「額とし、子ども・子育て支援納付金の納付に係る掛金及び地方公共団体の負担金の合算額を基礎として定款で定める額は、同項に規程する標準報酬の月額に 1,000 分の 2.30 を乗じて得た額とする」に改める。

第 3 5 条の 2 中「令和 7 年度」を「令和 8 年度」に、「2,395 円を

2, 790円」に改める。

附 則（令和8年3月31日共済告示第1号）

- 1 この変更は、令和8年4月1日から施行する。
- 2 変更後の第34条の2第1項及び第34条の3の規定は、令和8年4月分以後の掛金及び負担金並びに任意継続掛金について適用し、同年3月分以前の掛金及び負担金並びに任意継続掛金については、なお従前の例による。